

平成 年 第 号

任意後見契約等公正証書

本公証人は、平成 年 11 月 12 日、委任者・
（以下「甲」という。）と受任者・森越博嗣
（以下「乙」という。）の囑託により、次の法律行
為に関する陳述の趣旨を録取し、この証書を作成す
る。

第 1 任意後見契約

第 1 条（委任の趣旨）

甲は乙に対し、任意後見契約に関する法律（以下
「任意後見法」という）に基づき、甲が任意後見法第
4 条第 1 項所定の要件に該当する状況における甲の
生活、療養看護及び財産の管理に関する事務（以下
「後見事務」という）を委任し、乙はこれを受任する

第 2 条（契約の発効）

- 1 前条の任意後見契約（以下「本契約」という）は
甲について家庭裁判所より任意後見監督人が選任
された時からその効力を生ずる。
- 2 本契約締結後、甲が精神上的障害により事理を
弁識する能力が不十分な状況になり、乙が本契約